

京都市市税条例施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成20年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第129号

京都市市税条例施行細則の一部を改正する規則

京都市市税条例施行細則の一部を次のように改正する。

第4条の4各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改め、同条第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号。以下「中国残留邦人等支援法改正法」という。）附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。）を受ける者
- 税額の全部

第4条の6第1項第6号を同項第7号とし、同項第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 中国残留邦人等支援法第14条第2項第1号（中国残留邦人等支援法改正法附則第4条第2項において準用する場合を含む。）に規定する生活支援給付（以下「生活支援給付」という。）を受ける者が納税者である固定資産

税額の全部

第4条の7各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改め、同条第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 生活支援給付を受ける者

税額（その専用する軽自動車等に係るものに限る。）の全部

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この規則による改正後の京都市市税条例施行細則の規定は、平成20年度分の個人の市民税、固定資産税及び軽自動車税から適用し、平成19年度分までの個人の市民税、固定資産税及び軽自動車税については、なお従前の例による。

（理財局税務部主税課）